

『新千歳市史』情報紙

志古律ぶらす

＋第1号

平成28年6月

千歳市総務部主幹
(市史編さん担当)

河川法からたどる千歳川の変遷

市史主任編集員

田村 俊之

はじめに

河川法とは川の管理や利用について定めた法律である。明治二十九（一八九六）年に制定された法（以後旧河川法）と、新たに昭和三十九（一九六四）年に制定された法（以後新河川法）がある。我が国の河川は明治以降この両河川法に基づき治水・利水が図られてきた。今回はこの河川法がどのように千歳川と関わってきたのかを見ていきたいと思います。

千歳川のイメージ

多くの人が思い浮かべる千歳川は、支笏湖を源とし、千歳の市街地を貫流し、長沼町と恵庭市、南幌町と北広島市の境となり江別市で石狩川に合流する川である。

市役所の裏でも水中にバイカモが白い花をつけ、ヤマベが遊泳し、秋にはサケが遡上する清冽な流れである。その清流は支笏湖から溢れ出た湖水が源だということは、市民の誰もが共有するイメージである。

しかし、河川法から見ると千歳川は違った姿になる。昭和九（一九三四）年から、法律の上では支笏湖も千歳川であり、さらに昭和四十二年の政令により、支笏湖に流れ込む美笛川が河口から八キロ上流まで千歳川に組み入れられた。河川法上では支笏湖は千歳川の途中にある大きく水が溜まった川の一部であり、千歳川の源とは言えなくなったのであるが、このことを

《目次》

河川法からたどる千歳川の変遷
雑感 市史編さんの進捗について

田村 俊之
総務部主幹



新橋から見た千歳川の風景

右岸の白い建物は新築の市民会館（現教育委員会庁舎）と消防署の望楼（昭和37年撮影）

知る人は少ない。支笏湖を千歳川の一部とすることは支笏湖が千歳川の源
というだけで一応納得できる。しかし、美笛川を千歳川に変えたことは、
支笏湖が千歳川の源であることを否定したことになり、筆者は強く違和感
を覚えてしまう。美笛川は、オコタンペ川と同じく支笏湖に流入し湖の水
源となる大小さまざまな川の一つでしかなく、支笏湖の湖水があふれて出
来た唯一の川が千歳川との想いが強い。支笏湖を源とする流れこそが地史
の示す千歳川であり、アイヌ文化が語ってきたシコツ川(千歳川)なのだが。

旧河川法と千歳川

旧河川法は明治二十九年四月制定され、主に治水という観点から主要な
河川について、国が直轄管理を行う「河川法適用区間」と都道府県が管理
を行う「河川法準用区間」に分けていた。

千歳川への法の適用は昭和九年からである。内務省告示第五〇二・五〇
三号(昭和九年十一月一日)及び、北海道告示第一五九一号(同日)によ
り現国道36号の千歳橋から江別川合流点までが河川法適用区間の指定を
受け国の直轄管理になった。後に千歳川となる江別川も同じく指定された。

加えて同日の北海道告示第一五九二号・同第一五九三号により千歳橋か
ら上流の支笏湖吐口までを河川法適用区間に定めた。なお、告示第一五九
二号には「千歳川(支笏湖ヲ含む)」と記している。当時の河川法に基づ
く千歳川の区間とは、現在、山線鉄橋が架かっている支笏湖の吐口から江
別川との合流点までになる。支笏湖については千歳川に含むとしながら河
川法適用区間に含まれていない。

江別川は千歳川と旧夕張川の合流点から江別市の石狩川合流点までの間
であったが、昭和十一年八月に夕張川新水路が完成し、夕張川が直接石狩
川に通水した結果、江別川は夕張川水系ではなく千歳川水系に組み入れた

ため名称も千歳川へ改めた。この時から千歳川の下流端は、石狩川との合
流点になり今も千歳川の終点である。

昭和九年の内務省告示及び北海道告示による河川法適用区間と河川法準
用区間は次のとおりである。

○河川法適用区間

千歳川 千歳橋以下江別川合流点ニ至ル 四二・七^キ

江別川 千歳川夕張川合流点以下石狩川合流点ニ至ル 一七・七^キ

(註 江別川は昭和十一年から千歳川になった)

○河川法準用区間

支笏湖吐口以下河川法施行地点ニ至ル 二七・五^キ

(註 河川法施行地点とは千歳橋である)

支笏湖吐口から石狩川合流点までの千歳川の流路延長は八七・九^キである。
なお、各区間の流路延長(距離)は、新法に基づき作成された『一級河川、
二級河川及び準用河川調書』中の旧法区間の数値である。

新河川法と千歳川

新河川法は昭和三十九年七月に制定された。水系・水域を大きくくり
で一貫管理する治水・利水の方針が示され、国、都道府県、市町村の管理
区分を明確にした。国が直接管理すべき河川を「一級河川」とし、昭和四
十年三月政令第四三号により全国一〇九(北海道一三)の一級河川水系が
指定された。その中に千歳川が属する石狩川水系も含まれていた。

新河川法では一級河川のほかに、都道府県が管理すべき川として知事が
指定したものを「二級河川」、一級・二級河川以外で市町村が法を準用し
管理すべき川として市町村長が指定したものを「準用河川」としている。
また、一級・二級・準用河川以外の河川を「普通河川」といい、河川法の

適用や準用を受けないが管理は市町村が行うことになった。これに先立ち北海道は、昭和二十四年に北海道普通河川及び堤防敷地条例を制定し、普通河川の行政上の管理を行い、実質管理は市町村が行っていた。この道条例は平成十二（二〇〇〇）年に市町村への権限移譲により廃止され、普通河川の管理は各市町村が条例を定めて行っている。千歳市は平成十二年に普通河川条例を制定した。

千歳川への新河川法の適用は、昭和四十年三月二十四日政令第四三号である。千歳川（支笏湖含む）を石狩川水系一級河川に指定し、上流端を（支笏湖の）美笛川合流点、下流端は石狩川との合流点とした。その流路延長は九二・三_キである。

昭和四十年三月二十九日の建設省告示第九〇一号により国直轄管理区間の指定が次のとおり行われた。

上流端 左岸 千歳市錦町一丁目一九一（目標・国道千歳橋）

右岸 千歳市本町一丁目二六一（目標・国道千歳橋）

下流端 石狩川合流点

この間の流路延長は四四・八_キである。国直轄管理区間上流端から美笛川合流点の間は、国の指定を受け国に代わって北海道が管理する区間になり、その流路延長は四七・五_キである。国及び北海道管理区間を合計した一級河川千歳川の流路延長は、前述の政令第四三号どおり九二・三_キである。

この二年後に新たな政令が発せられる。昭和四十二年五月政令第七五号により、一級河川千歳川の上流端が八_キ上流にさかのぼった。支笏湖の美笛川合流点（河口）からさかのぼり、美笛川は千歳川に組み込まれたのである。もちろん美笛川の名は消失した。一級河川千歳川の新たな上流端の位置は、国土地理院地形図でソウオン美笛川との合流点付近になる。なぜ延伸が図られたのかを示す手がかりを見出ししていないが、川に隣接してい



千歳川の標識

千歳橋を挟んで上流側を管理する北海道の標識（上）と、下流側を管理する国土交通省北海道開発局の標識（右）が立つ

た千歳鉱山の存在が大きな要因の一つであったと推察される。一級河川であれば治水対策事業を実施しやすいとの判断が働いたのかもしれない。

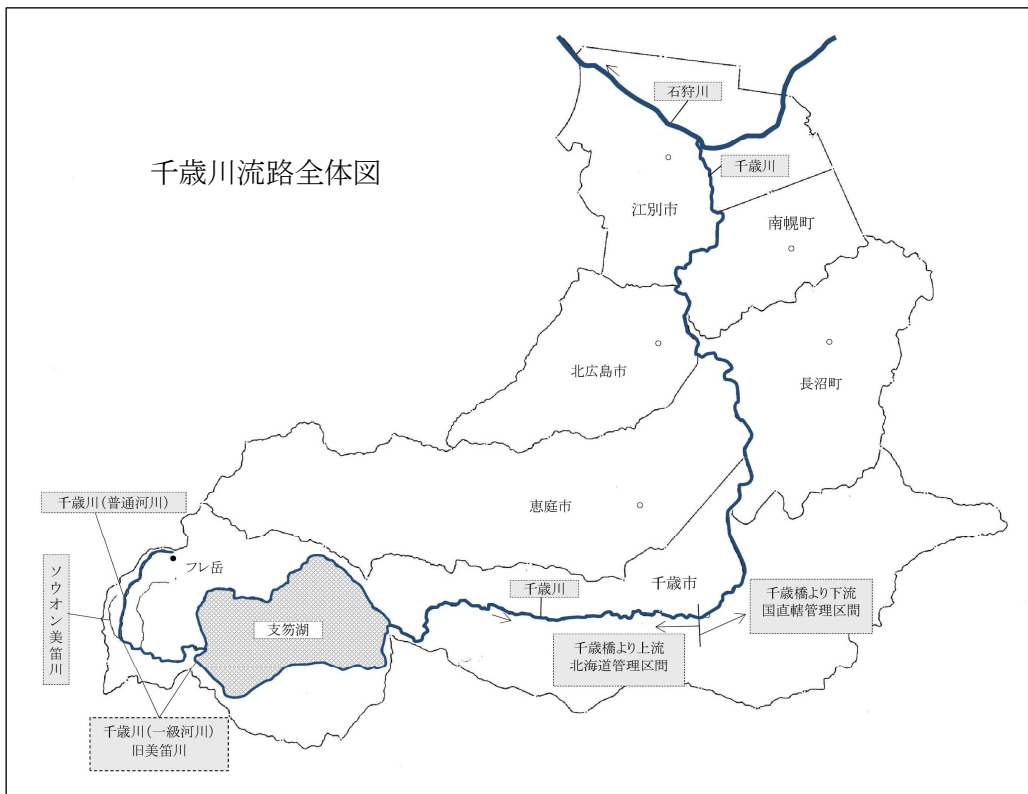
そもそも美笛川は河川法が適用にならない普通河川であり、名称の変更には抵抗感はなかったと思われる。また、当時は、現在のような河川と地域文化に調和した河川管理計画ではなく、河川名の変更についての配慮が乏しかったことは容易に想像できる。しかし、川の名前にはそれぞれ理由がある。北海道の川名の多くはアイヌの人々が川の景観や役割を表現した呼称に依るものである。美笛という名も単に記号や標識ではなく、流域の情景を表したアイヌ語が語源であった。（註 『志古津』 22号「現代千歳の町名散歩」参照）

上流端の延伸により北海道管理区間は、八^キ増加して五五・五^キになり、一級河川千歳川の流路延長は一〇〇・三^キに延びた。なお、千歳市域を流れる千歳川の流路延長は、恵庭市との市境から千歳橋付近までの国直轄管理区間が一三・五^キ、前述の北海道管理区間が五五・五^キの合計六九^キである。

普通河川の千歳川

実は、地図を見ると一級河川千歳川の上流端であるソウオン美笛川合流点から千歳川と名付けられた細流がフレ岳に向かって北上している。この細流は河川法上でいう法の適用・準用を受けない普通河川であり、無名の沢だったが、いつの頃からか千歳川の名が冠された。この普通河川部分は、北海道監修の昭和五十年九月刊行『北海道河川一覽』の河川図においても、すでに千歳川としてフレ岳近くまで流路が示されている。手続きのタイミングを考えると普通河川千歳川が誕生したのは、一級河川千歳川の延伸が図られた昭和四十二年の政令と同時であろう。推測だが、千歳川の延伸で

支笏湖を水源と呼べなくなり、新たな水源を旧美笛川上流域に求めた結果ではなかったのか。当時、普通河川は北海道が条例に基づき管理していた。



このことから無名の沢に千歳川の名を冠することが容易なのは北海道だったと思われるが、命名の経緯は不明である。

千歳川の長さ（流路延長）について

千歳川を管理している国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所のホームページの千歳川の概要では、次のように説明している。

「千歳川は、支笏・樽前火山群のフレ岳（標高一〇四六^米）を源とし、支笏湖を経て千歳市街地を流下、嶮淵川、漁川、旧夕張川等の支川を合わせ石狩川に合流する幹川流路延長一〇八^キ、流域面積一二四四平方^キの石狩川の一次支川です。（後略）」とあり、千歳川の源が支笏湖のそばにあるフレ岳であり、石狩川との合流点が終点であること、その長さが一〇八^キであることを記している。この概略で使われている「幹川流路延長」は河川用語であり、次のとおりの説明がある。

①国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ 河川用語集

「河口から水源（分水界上の点）までの流路の延長のこと」

②国土交通省北海道開発局ホームページ 用語集

「通常、本流の長さを言い、水源から河口に至る延長。水源の地点は一般的に水源の山頂からではなく、はっきりした形のある地点がその地点として採用されます」

このように水源の位置（河川の始点）についての認識が同省内において異なっているが、幹川流路延長については、昭和五十三年に国土交通省（当時建設省）が全国の河川現況調査を同一基準で実施した。この調査では幹川流路延長の水源位置（始点）は、①の「分水界上の点」を用いている。

北海道開発局によると「五万分の一の地形図をキルビメーター（図面上の曲線や長さなどを測る道具）で三回連続計測し、その平均値を用いた」

とのことで実測値ではない。当然であるが水平距離であり、高低差による斜距離は加味されていない。河川規模を全国規模で比較するための概数値であり、この時に示された千歳川の数値が一〇七・九^キという。北海道開発局のパンフレット・治水計画・河川改修事業等に表記している千歳川の幹川流路延長はこの数値に基づく一〇八^キである。源は支笏湖とフレ岳の二通りの表現がある。

では、幹川流路延長の一〇七・九^キはどこからどこまでなのか。終点は石狩川との合流点である。そこから一級河川上流端（ソウオン美笛川合流点）までは一〇〇・三^キ。不足分は七・六^キになる。この不足分を求めて国土地理院[≒]地図に記された普通河川千歳川の流路を示す水色ラインをたどると、ラインが途切れるところまでが約七^キ。数値的にはこのあたりが幹川流路延長の始点と言えそうである。

ただし、この始点は昭和五十三年の河川現況調査において水源位置を分水界上の点とした条件に一致していない。条件を満たすにはさらに上流の沢地形を二^キほどのさかのぼり、フレ岳付近の分水界に接近することになる。この経路は昭和五十年九月刊行『北海道河川一覽』の河川図に示されていて、現在の『北海道河川一覽』においても変わっていない。前述したとおり、北海道は水源位置の条件を満たす無名の沢を普通河川千歳川としたものと思われる。このことと、五万分の一の地形図をキルビメーターで計測した精度を考慮するならば、千歳川の幹川流路延長を算出した始点はフレ岳付近の分水界上の点と考えて良いかもしれない。

千歳川の流路延長に大きな影響があった二つの治水事業がある。長沼町と恵庭市が接する付近で昭和七年から十二年に行われた一三カ所に及ぶシヨートカット工事、昭和三十三年から三十六年に千歳川を長都沼から切り離すために行われた長都新水路工事（根志越橋から下流六^キまで）である。

これらの工事により昭和九年に六〇・四_キだった国直轄管理区間の延長は、昭和四十年には四四・八_キに短縮していた。

支笏湖の流路長

現在、千歳川流路延長の中で河川分を差し引くと、計算上の支笏湖の流路長は二〇_キである。湖沼の流路長は北海道が監修した『北海道河川一覽』では湖沼全周長の二分の一を用い、北海道開発局は湖沼の流心部を結ぶ延長との見解である。支笏湖の吐口から美笛川河口を結ぶラインを流心部の延長とするならば、その距離は約二二_キであり二〇_キには満たない。一方、支笏湖の全周長は四〇・四_キであり二分の一が約二〇_キである。このことから現在も全周長の二分の一の数値を使用している可能性が高い。仮に流心部の延長一二_キを使うと、千歳川の幹川流路延長は一〇〇_キになる。

要覧に見る千歳川の姿

さて、千歳における千歳川の説明事例として村・町時代及び市の要覧を見ていくと、大正八（一九一九）年の『千歳村の状勢』に次のような記述がある。「千歳川ハ支笏湖ヨリ字蘭越迄ノ間純然タル溪谷ヲ為シ字千歳ニ入ルニ及ンデ沿岸一帯ノ地麴渺（ひょうびょう）※タル平原ヲ為シ漸東ニシテ長都沼ノ落口ヲ北ニ折シテ石振ノ国境ヲ為シ流レテ石狩川ニ注グ……」（※筆者読み仮名・意味 広く果てしないさま）と千歳川を説明している。また、昭和二十三年版『千歳町勢要覧』では、「千歳川フレ岳ニナル岳に源にして美笛川とその他の小河を聚めて支笏湖となり……（中略）……千歳市街地を両断し長都、馬追両沼を併せて長都、長沼の沃野3満余町歩を實らせて江別町を経て石狩川に合流する。」とあり、当時の千歳川についての認識が垣間見える。昭和二十六年版『町勢要覧』では「千歳

川は支笏湖に水源を發し……」とあるが、昭和四十九年版から六十年版までは千歳川についての説明が一切ない。市内の千歳川の流路長の表記は昭和六十一年版からで、建設大臣区間一三・五_キ知事区間五五・五_キ、合計六九_キとある。これは市内を流れる河川法上の一級河川千歳川（ソウオン美笛川の合流点と恵庭市との境界）の流路長で、以後、平成三年版まで同じ内容である。平成四年版から二十七年版までは一級河川部分六九_キの距離のみを表記している。しかし先述のとおり千歳川には普通河川部分があり、それを加えた市内の流路長は七七・六_キになる。河川管理も国・北海道・市の三者が行っている。地名の由来となった当地を象徴する千歳川である。具体的な川の様が見えるような情報の追加が望まれる。

一方、平成二十年版から国立公園支笏湖の説明の中で「流入流出河川はともに千歳川で……」と苦心の表現があり、平成二十五年版からは「流入河川（通称美笛川）、流出河川はともに千歳川で……」と通称ではあるが美笛川の再登場によって少し分りやすい表現になった。

対峙から調和へ

平成九年、河川法が改正された。法の目的に「河川環境の整備と保全」を加え、河川整備は地域の意見を聴いて計画することが盛り込まれた。治水に力点を置いた旧河川法、治水に利水を加味した新河川法はともに川と対峙してきた法と言えるが、この改正は地域も含めた環境に配慮し、川との調和を図る法への転換点としなければならない。

川は人々の生活に様々な恵みとともに、時として大きな災いを課してきたが、川は人だけが利するものではない。気候変動の兆しを感じる最近の激しい雨、人知を超えた大きな自然の力を内在する川と人々の生活がどう折り合っていくのか、河川法の役割は重大である。

千歳川における公示別区間及び流路延長等の一覧

●昭和9年内務省告示第503号(昭和9年11月1日) 旧河川法を適用する区間 千歳川 千歳橋以下江別川合流点ニ至ル 江別川 千歳川夕張川合流点以下石狩川合流点ニ至ル	42.7 km ① 17.7 km ②	
●昭和9年北海道告示第1593号(昭和9年11月1日) 旧河川法を準用する区間 千歳川 支笏湖吐口以下河川法施行地点ニ至ル ※河川法施行地点とは千歳橋 ※同告示第1592号では支笏湖を含むとしているが準用区間に支笏湖は含まれていない	27.5 km ③	
●昭和9年告示時点の河川法に基づく千歳川の流路長	70.2 km ④	①+③
●昭和11年江別川が千歳川に組み換えられた後の流路長	87.9 km ⑤	②+④
●昭和40年政令第43号(昭和40年3月24日)新河川法 1級河川の区間 上流端 美笛川への合流点 (支笏湖の美笛川河口) 下流端 石狩川への合流点	92.3 km ⑥	
●昭和40年建設省告示第901号(昭和40年3月29日) 1級河川国直轄管理区間 下流端 石狩川合流点 上流端 国道千歳橋	44.8 km ⑦	
●1級河川千歳川の北海道指定管理区間(千歳橋～美笛川合流点)	47.5 km ⑧	⑥-⑦
●昭和42年政令第75号(昭和42年5月25日) 1級河川の区間延伸 下流端 美笛川合流点 (支笏湖の美笛川河口) 上流端 左岸 美笛国有林1090林班ほ小班地先 右岸 美笛国有林1070林班い小班地先 ※上流端の具体的な地点はソウオン美笛川との合流点	8.0 km ⑨	
●昭和42年政令第75号(昭和42年5月25日)以後の千歳川北海道指定管理区間 下流端 国道千歳橋 上流端 昭和42年の延伸部上流端(ソウオン美笛川との合流点)	55.5 km ⑩	⑧+⑨
●支笏湖吐口から昭和42年の延伸部上流端までの流路長	28.0 km ⑪	⑩-③
●支笏湖の流路長	20.0 km ⑫	⑪-⑨
●現在の1級河川区間の流路延長は昭和42年の上流端～石狩川合流点まで	100.3 km ⑬	⑦+⑧+⑨
●現在の市域内の1級河川区間流路延長は恵庭市境界～昭和42年の上流端まで	69.0 km	(その内国管理13.5km)
●現在の幹川流路延長 1級河川区間(100.3km)+普通河川区間(7.6km)	107.9 km	

参考文献

- (財)石狩川振興財団『千歳川ガイドブック』平成九年 監修 北海道開発局・北海道千歳川水系連絡協議会
- 国土交通省河川局『千歳川の治水計画の考え方』平成十六年
- 国土交通省河川局『河川景観の形成と保全の考え方』平成十八年
- 国土交通省北海道開発局『石狩川直轄河川改修事業(千歳川遊水地)再評価説明資料』平成二十五年
- 国土交通省北海道開発局『石狩川水系千歳川河川整備計画』平成二十七年
- 国土交通省北海道開発局ホームページ 用語集
- 国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ 河川用語集
- 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所ホームページ『千歳川の概要』
- (社)北海道土木協会『北海道河川一覧』昭和五十年・平成七年 監修 北海道土木部河川課
- 同十四年 監修 北海道土木部河川課
- 千歳村『千歳村の状勢』大正八年版
- 千歳町『町勢要覧』昭和二十三年版など
- 千歳市『要覧ちとせ』平成四年版・二十年版・二十五年版など
- 千歳市『新千歳市史 通史編上巻』平成二十二年
- 北海道開発局土木試験所「長都沼とその周辺低地における排水と農地の開発」1 『土木試験所報告』No.79 昭和五十七年
- 北海道札幌土木現業所『千歳出張所管内河川図 五万分の一』(昭和六十二年 国土地理院承認)
- 北海道土木部『北海道の川づくり基本計画』平成六年

雑感 市史編さんの進捗について

市の組織に「市史編さん担当」が復活してから一年が過ぎた。この間、下巻の執筆項目を抽出・検討・精査し目次構成案を作成。その後、市史編さん委員会を設置し編集方針、目次構成を審議し取りまとめた。また、第一回市史編さん委員会での委員の提案から、昨年十一月に写真等の戦後史の資料提供を広報誌や新聞等を通じて市民に募集したところ、一〇人から写真や地図の提供を受けることができた。

そして、各分野の郷土史に詳しい市民、市職員OB、現役職員から執筆者四〇人を選定し言葉巧みに執筆をお願いした。皆さん気概に溢れ、快く承諾してくれた。昨年十月には執筆者説明会を開いた。執筆要領を説明し市が保有・把握している資料リスト等を提供した。原稿提出締め切りは平成二十九年十二月末。二年以上先の話に質問はほとんど出ず、それぞれが書き始めてからと考えているようだった。

年が明け執筆者からの問い合わせが出始めた。プレッシャーから何かを始めなければ落ち着かない人、尻に火がつくまで始めない人と二手に分かれる。未だ手を付けていない執筆者も多いものと推察されるが、新年度に入って市史編さん執務室に顔を出す執筆者が増えてきた。昭和二十六年の『広報ちとせ』初号から頁をめくる人、新聞記事を検索する人、資料入手方法を相談する人など。

執筆に取りかかれば、適当な資料がなかなか見つからないことに気づく。『〇〇周年記念誌』などは要点がまとめられ参考文献等も記載されているから重宝するが、そう都合よくは行かない。新聞や広報誌の記事を探すほか、当時の担当者の行政資料や町議会・市議会の議事録の中から、条例制

定や協議事項として審議されているものや、事務報告・行政報告の中に「使えるもの」を探すなど、「ハズレ」を繰り返す中から小さな「アタリ」を重ねていくことになる。

執筆のための資料搜索が尽きると、市内各分野の生き字引の方々に話を聞くことも必要になってくる。その一つとして、機関誌『志古津』最終号（二二号）「現代千歳の町名散歩」の抜刷を千歳市町内会連合会の協力を得て各町内会に配布し、不明・不確定な町名の由来等について教示いただくことにした。このような作業を経て精度の高い内容の市史にしていくと考えている。

◆ ◆ ◆
市役所本庁舎二階にあった市史編さん担当の執務室は、四月から市役所西口駐車場西側のヤマセミが描かれている西庁舎二階に移転した。また、四月一日付で主査として久原直利が加わった。

依頼した執筆者が来庁して調査を始めると、執筆者の一人である編さん担当者も煽られる。編さん担当が締め切りを破るわけにいかない。執筆期間後半になれば依頼した執筆者からの相談、原稿の推敲が続くと予想されるため、自らの原稿は早めに進めておかなければならない。執務室が少し広くなって体制も三人から四人に増強、自ら担当する原稿執筆はもちろん、他執筆者への支援等、平成三十一年三月の刊行を目指して編さん作業に邁進する。

本紙は、その進捗状況とともに編さん作業の中で新たに浮かんでくる事実や疑問などを取り上げる。本紙を通じて休刊となった機関誌『志古津』に「ぶらす」する新たな市史情報を発信していきたいと思う。

なお、記事についての誤りや疑問点など、お気付きの点がありましたら市史編さん担当まで連絡をお願いします。
(千歳市総務部主幹)